

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会について

(平成 28 年度に計画策定補助を開始する事業分)

(鳥取県元気づくり総本部長伺い定め)

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織等に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥取県協働提案・連携推進事業の補助対象事業（計画策定補助及び事業実施補助）の採択に関すること
- (2) 採択事業等の成果検証に関すること
- (3) 補助対象事業の効果を高めるための指導・助言等に関すること
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 委員

委員会は、委員 5 人以内をもって構成し、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域づくり支援団体・実践者
- (3) 経営専門家
- (4) 行政経験者
- (5) 公募委員

3 委員の任期

委員の任期は平成 29 年 3 月 31 日までとする。